

塩田川井堰の維持管理・修繕工事等に係る地元負担の軽減に
関する意見書

嬉野市の中小河川では従前より河川災害が多く発生し、水害は流域に甚大な被害をもたらすこととなり抜本的な治水対策が望まれていました。国や県は昭和30年代から治水対策として県営事業によるダムの建設や河川改修事業を実施し、水害は以前と比べ少なくはなりましたが、西日本においては、この数年の間に異常気象が原因と思われる「数十年に一度」の豪雨が毎年のように発生し、本年8月の記録的豪雨では佐賀県内の市町も水害による甚大な被害を受けている状況です。

現在の鋼製可動堰は、旧塩田町を中心に水田の取水目的の固定井堰が、県からの要請に伴い河川改修工事により鋼製可動堰（38箇所のうちゲート式2箇所）へと整備されました。それは固定井堰の代替補償井堰として建設され、その後県より順次農家（水田受益者）に保守整備費の一部代金とともに引き渡されました。

頭首工から取水した水は農業用水だけでなく環境、消防用水等の多目的な水として活用され公益性もあり、農家だけでなく地域住民の用水としても活用するため、地域で将来の補修負担額に備え積立てを行ってきました。しかし、建設後10年から20年余りが経過した現在においては、10年から15年周期で行う塗装の保守整備の時期ではありますが、塗装の整備だけでも一回に高額な整備費がかかります。なかには鋼製可動堰ではなくゴム堰もあり、経年劣化によるゴム堰全体を取り替えとなります。このように複数の可動堰の保守整備等を順次に控えており、国や県からの補助を受けても受益者への負担が重くのしかかっています。社会情勢の変化での人口減少、特に農家数の減少や高齢化、農業後継者不足などが現実化し、維持管理に対して大変苦慮されているのが現状です。

佐賀県の農業の活性化や農地保全対策、また、地域の安全・安心な生活を守るためには、有事に正常な機能を発揮するように頭首工（可動堰）の保守整備等を続けていく必要があると考えています。

このことから受益者負担の軽減をはかるため、これまで以上に県からの財政支援をしていただきますように強く要望いたします。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年10月7日

佐賀県嬉野市議会

佐賀県知事 山口 祥 義 様